

事務連絡

平成17年4月1日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

日本化粧品工業連合会作成の「製造販売業者、製造販売業者以外の業者（製造業者、販売業者等）を表示する場合の取扱いについて」の送付について

薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正の施行に伴う医薬品等の表示の取扱いについては、平成17年3月31日付薬食監麻発第0331008号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「改正薬事法における医薬品等の表示の取扱いについて」により示したところですが、今般、日本化粧品工業連合会が会員あてに補足説明資料を別添のとおり作成し配付しておりますので、業務のご参考までにお送りします。



平成17年3月31日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会事務局

製造販売業者、製造販売業者以外の業者（製造業者、販売業者等）  
を表示する場合の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、早速でございますが、製造販売業者、製造販売業者以外の業者（製造業者、販売業者等）を表示する場合の取扱いにつきましては、平成17年3月31日付薬食監麻発第0331010号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「改正薬事法における医薬品等の表示の取扱いについて」により、各都道府県宛てに連絡されているところであります。

今般、当該文書に記載されている事例を含め、これまで粧工連事務局宛てにいただいた表示事例につきまして、厚生労働省とのこれまでの意見交換及び今回示された厚生労働省の考え方を基に、下記のとおり表示事例を整理致しましたのでお送り致します。

また、製造販売業者等の表示にあたりまして、粧工連事務局宛てにいただきましたご質問につきましても整理させていただき、「Q&A」形式でとりまとめ別添として添付致しました。

会員の皆様方におかれましては、厚生労働省の考え方を基本とし、お送り致しました表示事例及び別添を参考とされ、消費者の混乱を生じない表示をお願いする次第です。

## 記

### 1. 製造販売業者の表示事例

#### (1) 製造販売業者のみを表示する場合

製造販売業者を言いあらわす用語として、「製造販売（発売）（元・者）」、「販売（発売）（元・者）」、「製造（元・者）」、「輸入（元・者）」を使用してもよい。

なお、これらの用語を使用するか否かは製造販売業者の任意である。

## (2) 製造販売業者以外の業者を併記して表示する場合

製造販売業者以外の業者を併記する場合には、製造販売業者を「製造販売」の文字を含む用語で明示することとし、表記する用語として、「製造販売」、「製造販売業者」、「製造販売元」、「製造販売会社」、「製造販売元  
輸 入 元」(自

「製造販売会社

らが輸入を行う場合)、輸 入 会 社」(自らが輸入を行う場合)等の用語を使用する。

なお、製造販売業者以外の業者を併記しない場合には、これらの用語を使用するか否かは製造販売業者の任意である。

## 2. 併記する場合の「製造業者」の表示事例

(1) 製造業者を表示する用語として、「製造業者」、「製造」、「製造会社」等の用語を使用する。

輸入の場合に限り、「輸入業者」、「輸入」、「輸入会社」等の用語を使用してもよい。

(2) 製造業者を「製造元」と表示する場合には、製造販売業者を「製造販売元」と表示する。

輸入の場合に限り、「輸入元」と表示する場合には、製造販売業者を「製造販売元」と表示する。

## 3. 併記する場合の「販売業者」の表示事例

(1) 販売業者を表示する用語として、上記1. の(2)の製造販売業者を言いあわす用語を使用する範囲において、次の用語を使用する。

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ①販売(業者、者、(会)社)      | ②発売(業者、者、(会)社) |
| ③(販売)代理(店、者、(会)社)   | ④提供(者、(会)社)    |
| ⑤供給(者、(会)社)         | ⑥販売受託(者、(会)社)  |
| ⑦請売(者、(会)社)         | ⑧商品供給(者、(会)社)  |
| ⑨提携販売(販売提携)(者、(会)社) | ⑩特約店           |
| ⑪販売取扱               | ⑫販売協力(者、(会)社)  |
| ⑬(協力)販社             | ⑭製品販売          |
| ⑮販売委託               | ⑯取扱い           |
| ⑰企画販売(業者、者、(会)社)    |                |

(2) 販売業者を「発売元」又は「販売元」と表示する場合には、製造販売業者を「製造販売元」と表示する。

4. 併記する場合の「その他の業者（技術提携会社、企画開発会社等）」の表示事例

(1) その他の業者（技術提携会社、企画開発会社等）を表示する用語として、上記1. の(2)の製造販売業者を言いあらわす用語を使用する範囲において、次の用語を使用する。

- ①企画（供給、設計、開発）（業者、者、（会）社）
- ②商品開発（企画、設計）（者、（会）社）
- ③監修（者、（会）社）
- ④共同開発（者、（会）社）
- ⑤（技術）提携（先、者、（会）社）
- ⑥製品企画

(2) その他の業者（技術提携会社、企画開発会社等）について、「元」の文字を使用する場合には、上記2. の(2)及び3. の(2)に準じ、製造販売業者を「製造販売元」と表示する。

以上

別添

## 「表示に係るQ&amp;A」

(Q1) (表示に係る経過措置期間中の取扱い)

平成17年3月31日までに製造実績のない製品であっても、表示に係る経過措置期間中は、「製造元」と「発売元」を併記した印刷済みである現行表示材料は認められるか。

(A1) 認められる。

(Q2) (表示に係る経過措置期間終了後の表示)

表示に係る経過措置期間終了後の製品に、新法に適合する付加表示を行ったものは、新法に適合する表示が行われているものと考えて差し支えないか。

(A2) 差し支えない。

ただし、付加表示を行うことは製造行為とみなされるため、製造業の許可を有する製造所で実施すること。

(Q3) (製造販売業者のみを表示する場合)

製造販売業者のみを表示する場合であっても、「製造販売元」等の用語を表示する必要はあるか。

(A3) 必要ない。

(Q4) (製造販売業者のみを表示する場合の「製造(元・者)」の表示)

製造販売業者のみを表示する場合、「製造(元・者)」と表示しても差し支えないとされているが、当該製品の製造業者はいつでもよいか。

(A4) 認められない。

製造販売業者のみを表示する場合であって、「製造(元・者)」と表示する場合は、優良誤認を与えるおそれがあることから、当該製品を

自社で製造している場合にのみ認められる。

(参考：「不当景品類及び不当表示防止法」第4条第1項第1号)

(Q 5) (製造販売業者以外の会社を併記して表示する場合の表示順及び文字の大きさ)

製造販売業者以外の会社を併記して表示する場合、表示する順序は製造販売業者の判断でよいか。また、表記する文字の大きさを変えてもよいか。

(A 5) 表示する順序は製造販売業者の任意であるが、文字の大きさは、製造販売業者以外の会社は、製造販売業者と同等かそれ以下とする。

(Q 6) (製造販売業者等を表す用語と会社名の記載順)

製造販売業者等を表す用語と会社名の記載順は製造販売業者の判断でよいか。例えば、「製造販売元 A社」でも「A社 製造販売元」のいずれでもよいか。

(A 6) 記載する順序は製造販売業者の任意である。

(Q 7) (お客様相談室を併記して表示する場合)

お客様相談室が製造販売業者以外の会社である場合、当該製造販売業者を「製造販売」の文字を含む用語で明示する必要があるか。

(A 7) 必要である。

製造販売業者以外の会社を併記して表示する場合には、製造販売業者でない者が製造販売業者であると誤解を招くおそれがあり、製造販売業者を「製造販売」の文字を含む用語で明示する。

(Q 8) (製造販売業者の本社の併記)

製造販売業者の本社を併記してもよいか。

(A 8) 誤解を招かなければ差し支えない。

(Q9) (製造販売業者以外の会社を表示する場合の当該会社の住所表示)  
製造販売業者以外の会社を表示する場合の当該会社の住所表示は、当該会社の登記簿上の住所でよいか。

(A9) 差し支えない。

(Q10) (製造販売業者以外の会社を表示する場合の当該会社の住所表示)  
製造販売業者以外の会社を表示する場合、製造販売業者の名称及び住所を記載し、製造販売業者以外の会社の名称、住所及び電話番号を表示してもよいか。

(A10) 差し支えない。

(Q11) (製造販売業者以外の会社の事業部名の表示)  
製造販売業者以外の会社に事業部名を表示してもよいか。

(A11) 差し支えない。

(Q12) (製造販売業者以外の会社の住所表示の省略)  
製造販売業者以外の会社の住所表示は省略してもよいか。

(A12) 差し支えない。